

森林経営管理法（森林経営管理制度） について

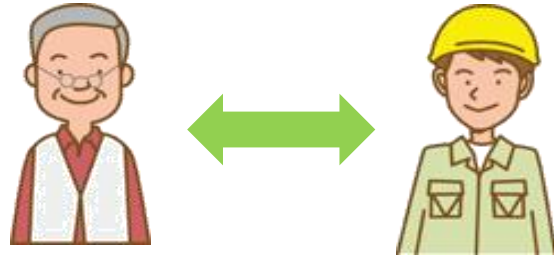
～林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向けて～

平成30年6月

（平成30年12月一部改正）

林野庁

概要① 森林経営管理制度とは



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



意向を
確認

経営管理を
委託



市町村

森林所有者

※所有者不明森林へも
対応

林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築

概要② 森林の経営管理の現状と将来像

私
有
人
工
林

既に集積・集約化
されているのは
約 1 / 3

従来の取組に
加え、**新たな
制度により整備**

<多様で健全な森林の整備のイメージ>

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林(スギや広葉樹が混じり合った森林など)等へ誘導。

現状

天然生林

育成複層林

間伐が進まない

課題

路網が開設できない

育成単層林

多様で健全な森林へ誘導

目指す姿

天然生林

育成複層林

育成

植栽

伐採

利用

育成単層林

自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林の経営管理の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

多様な伐期による伐採と植栽による確実な更新を図る

森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化

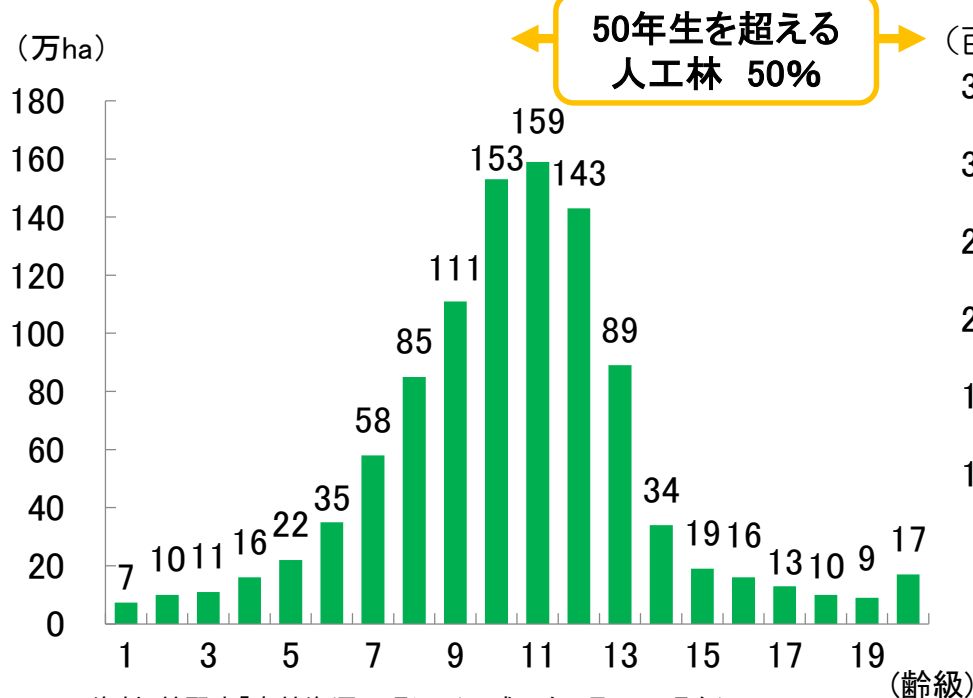
概要③ 森林経営管理制度により期待される効果

市町村 (地域全体)	○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が<u>経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。</u> ○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。</u>
森林所有者	○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる。</u> ○ 意欲と能力のある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待できる。</u>
地域の 林業経営者	○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。</u> ○ これまで手がつけられなかった<u>所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。</u>

背景① 国内の人工林資源を活用する時代に

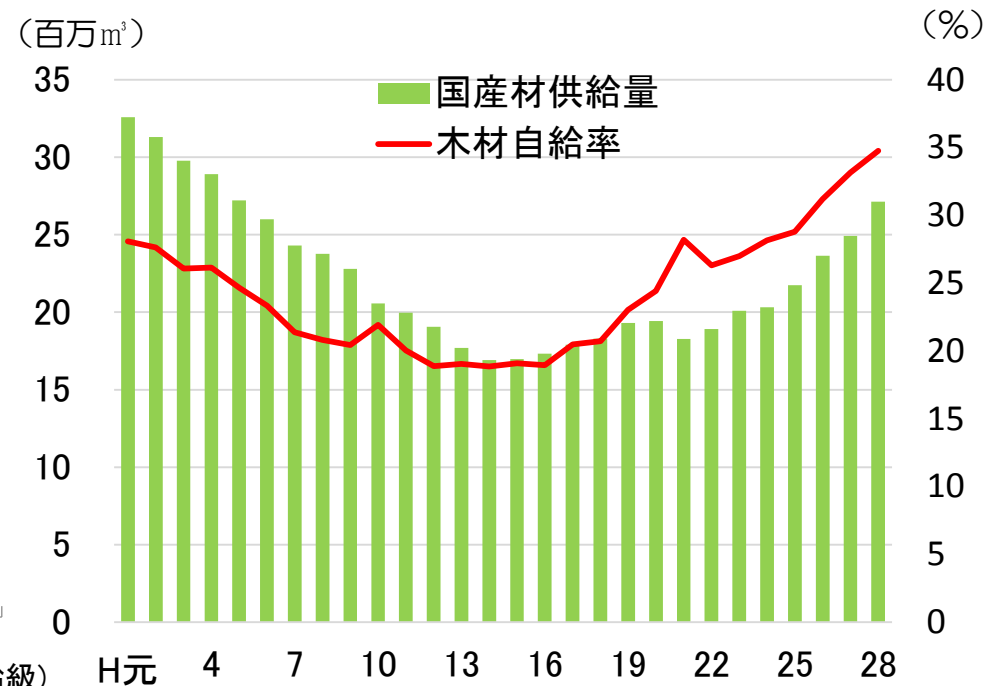
○ 人工林の齢級別面積

活用できる資源が充実



○ 国産材供給量と木材自給率の推移

国産材の供給量は増加しており、
平成29年は、**2,953万m³**
木材自給率は36.1%に



資料：林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)

注1：年齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢」と数える。

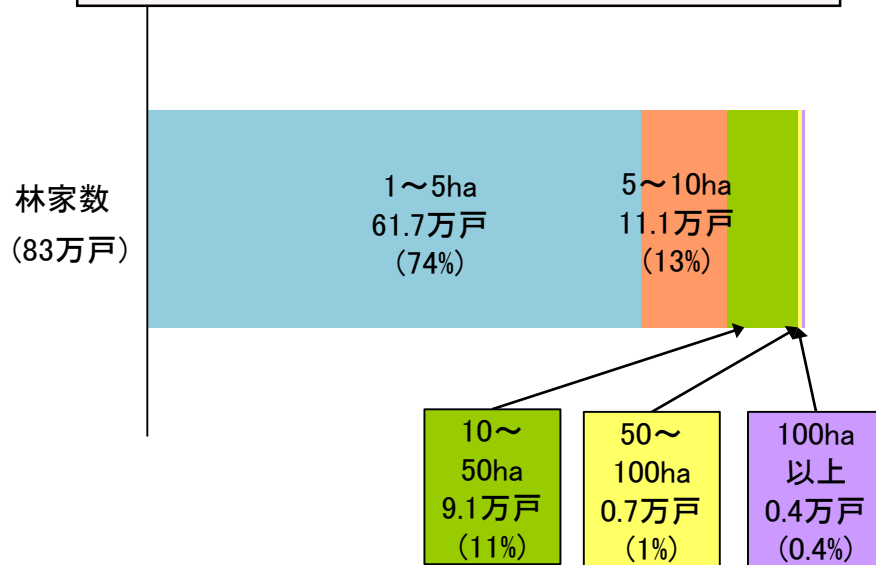
注2：森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

「伐って、使って、植える」、森林資源を**循環利用**していく**新たな時代**に突入

背景② 森林の所有形態と森林の手入れ不足

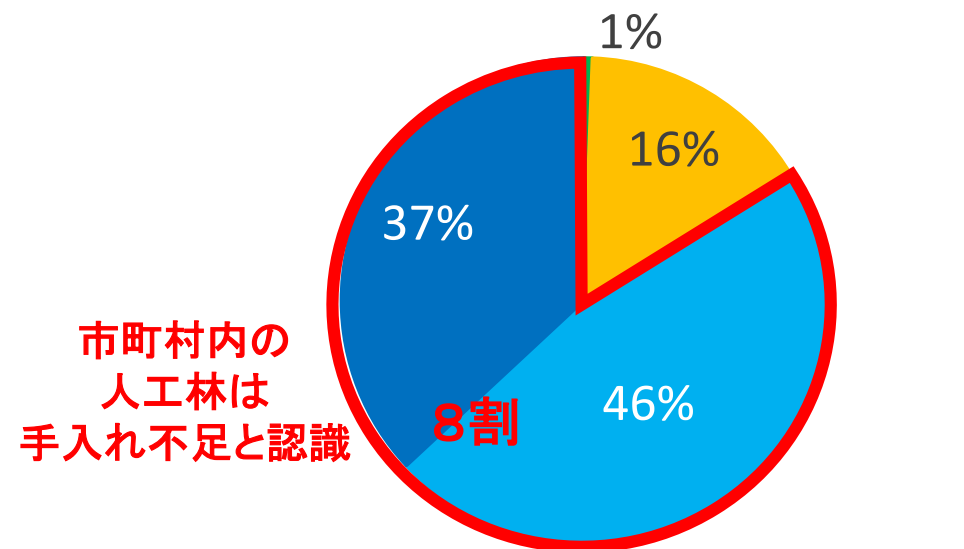
○ 林家の保有山林面積

我が国の森林の所有形態は
零細で分散



○ 整備の行き届いていない人工林

市町村の**8割**が、管内の人工林(民有林)は
手入れ不足という回答



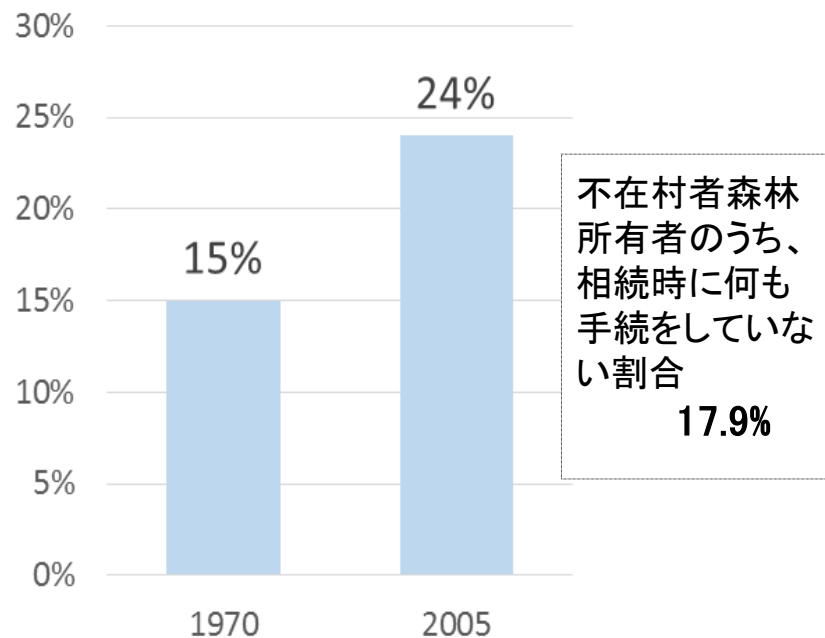
資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」
注: 林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

■ 十分に行き届いている ■ どちらかと言えば行き届いている
■ 手入れ不足が目につく ■ 全般的に手入れが遅れている

森林の手入れ不足への対応が必要

背景③ 所有者不明森林の存在や境界未画定

○ 不在村者保有の森林面積の割合



資料: 農林水産省「農林業センサス」

国土交通省(H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)

注1: 不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2: 国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

○ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合

宅地	農用地	林地	合計
17.4%	16.9%	25.6%	20.1%

資料: 国土交通省(平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査)

注: ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

○ 地籍調査の実施状況

平成28年度末時点	進捗率(%)
宅地	54
農用地	73
林地	45
合計	52

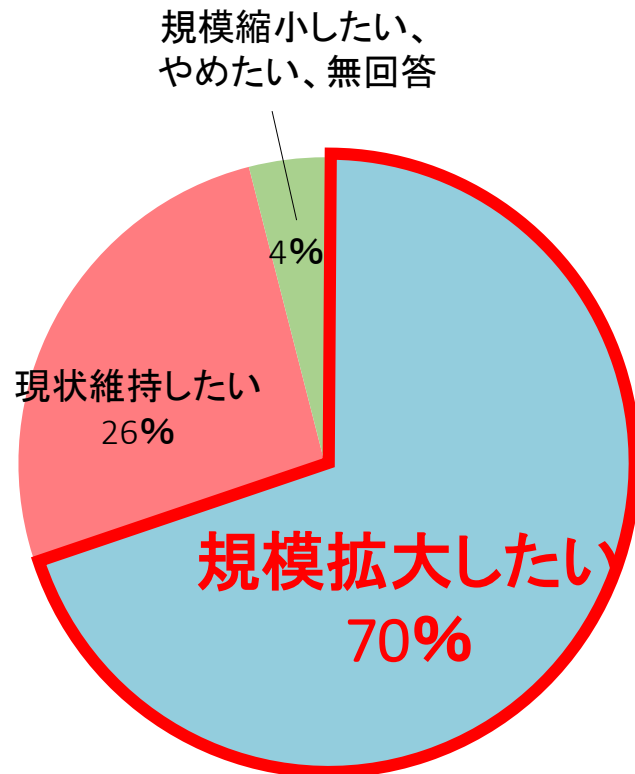
資料: 国土交通省 (H29年3月調べ)

**所有者不明森林の存在や境界が不明確な状態では、
森林の経営管理や路網整備などに支障
不在村化、高齢化が進む中、早急な対応が必要**

背景④ 経営規模の拡大を目指す者の存在

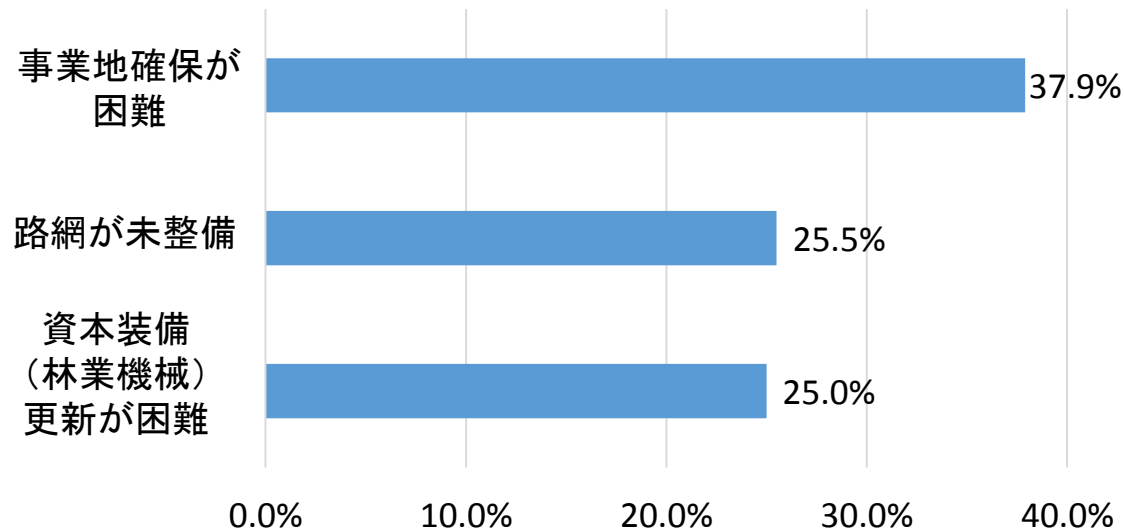
○ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向

・ 今後の経営規模に関する意向



・ 事業を行う上での課題

担い手の問題とともに
事業地の確保、基盤整備の未整備が課題

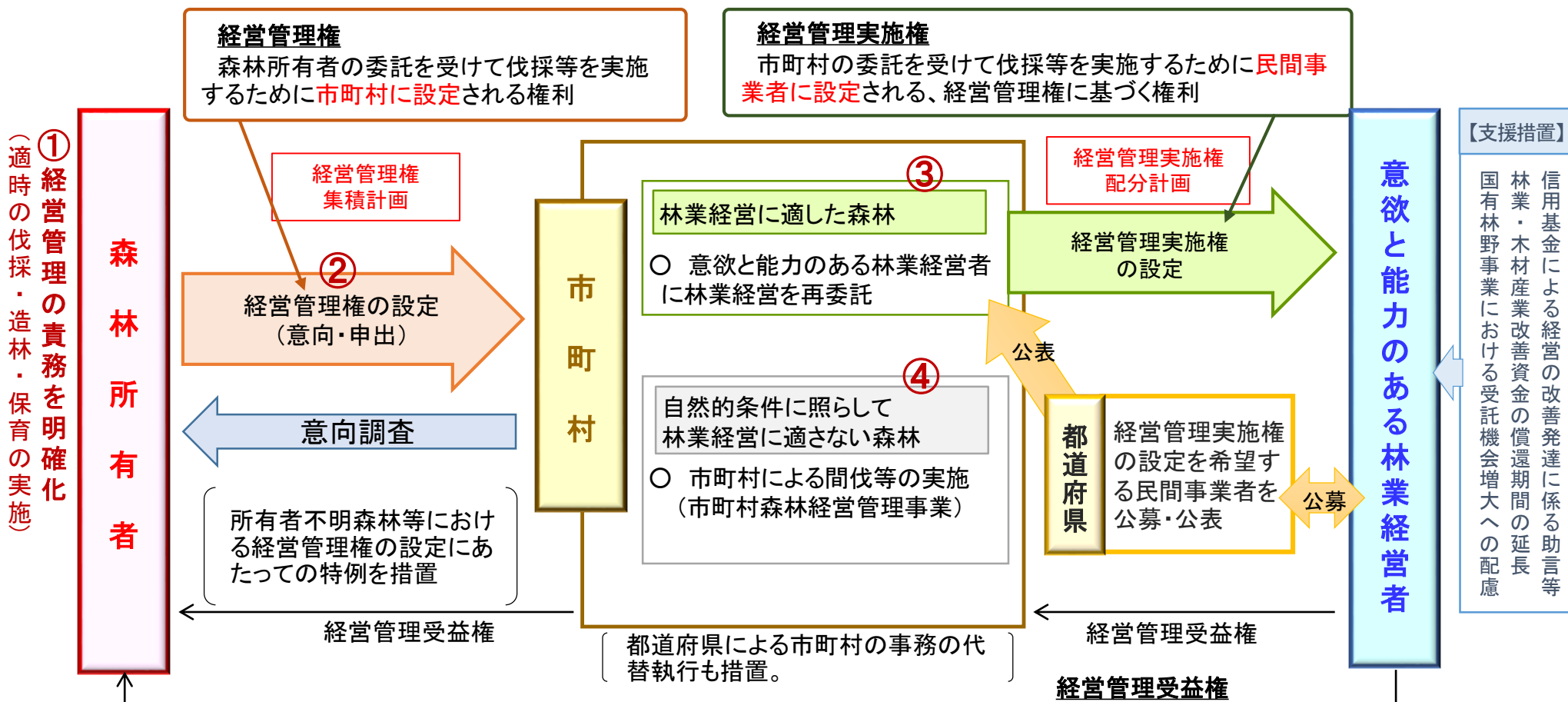


※複数回答可、雇用関係は除く

経営管理が不十分な森林について、
意欲と能力のある林業経営者に担ってもらうための制度を構築

森林経営管理法（森林経営管理制度）について

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



まずは森林所有者の意向調査から

Step1

所有者への経営管理
意向調査の準備

● 地域の実情を踏まえた意向調査対象森林の設定

- ・ 林地台帳や森林簿情報等を活用して、都道府県、森林組合等の事業体、自治会関係者等と連携し、経営管理が行われていない、所有者情報等が一定程度整理された森林から順次実施するなど、地域の実情に応じて長期的な計画を立てて意向調査の対象森林を設定します（15年以内に市町村域内の対象森林を調査することを目安とする）。

Step2

意向調査の実施

● 地域の協力を得て意向調査を実施

- ・ 意向調査は、毎年計画的に実施し、また、回答期間を1ヶ月程度設けることが望ましいです。
- ・ ダイレクトメールの発送のみならず、都道府県の出先機関、森林施業プランナー（民間事業者）、自治会関係者等と連携し、集落座談会、訪問調査等の形で所有者の意向調査を実施します。その際、所有森林の現在の状況などの情報を届けることも効果的です。

Step3

意向調査結果を
踏まえた対応

● 所有者から市町村へ経営管理を委託することについて希望があった場合

- ・ 市町村は、周辺の森林の集積の状況等も踏まえ、所有者を含む関係権利者全員との合意の下で経営管理権集積計画を定め適切な時期に経営管理権を設定します。

● 所有者自らが経営管理を行う場合

- ・ これまでどおり、所有者による経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）を支援します。

● 所有者不明森林等の理由で回答がない場合

- ・ 不明所有者の探索、公告を行い、都道府県知事の裁定を経て市町村へ経営管理権を設定することが可能です。
- ・ 所有者がわかっても回答がなく、経営管理が行われていない場合は、市町村への経営管理権の設定を促します。

● 所有者から寄附や買収などの希望があった場合

- ・ 寄附や買収は経営管理権の設定の対象とはなりませんが、市町村が寄附を受けたり、森林を土地ごと所有する意向がある民間事業者を紹介するなどの対応が考えられます。

経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）の作成

○ 経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）の内容

- ①経営管理（実施）権の対象となる森林の所在
- ②森林所有者の氏名又は民間事業者の氏名若しくは名称
- ③設定する経営管理（実施）権の始期、存続期間
- ④経営管理の内容（伐採後の造林及び保育の方法）
- ⑤森林所有者及び市町村に支払う金額の算定方法（次頁） 等

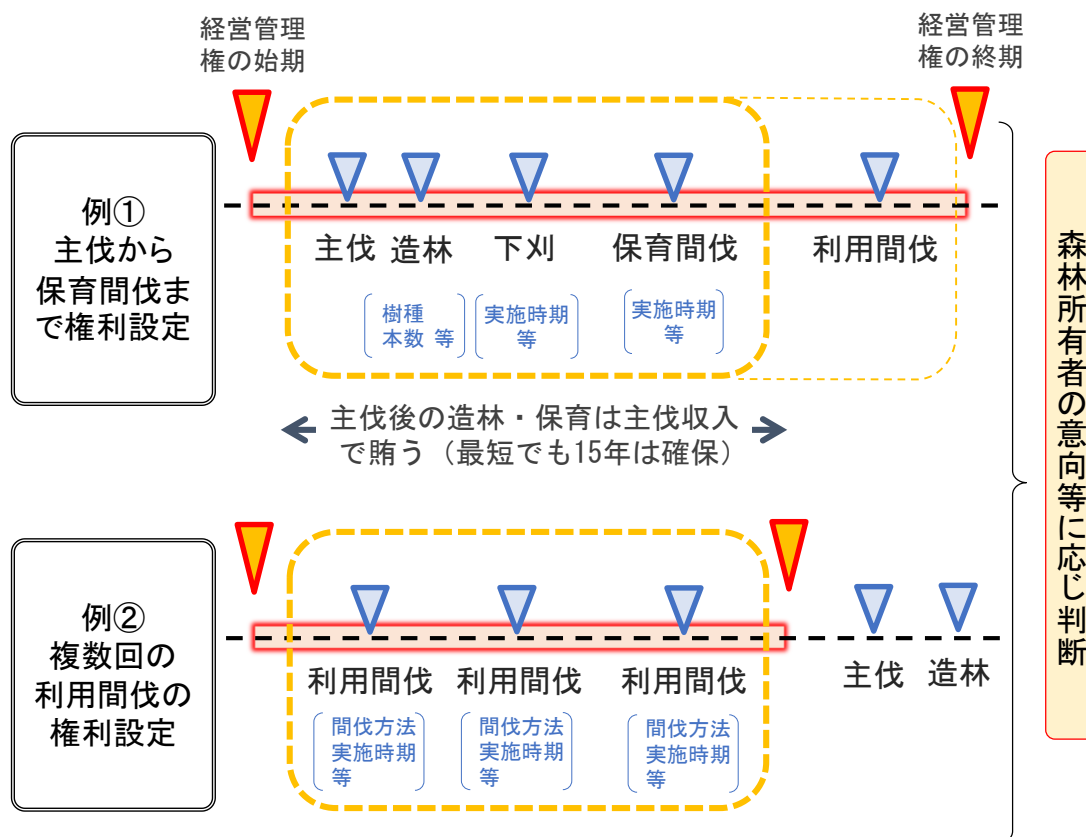
○ 地域の実情や森林所有者の意向を踏まえて作成

存続期間の考え方

- 存続期間の上限下限はない。（経営管理権設定の特例の場合は上限50年）
- ただし「経営管理の内容」に主伐を含む場合、再造林後の森林の成林に一定の目途がつくよう、存続期間は15年以上に定めることが望ましい。

経営管理の内容

- 具体的な施業内容を記載。
- 主伐を含む場合は、天然更新ではなく、植栽によって造林を行うことが確保されるよう、その旨記載。



森林所有者に支払う金額の算定方法の例

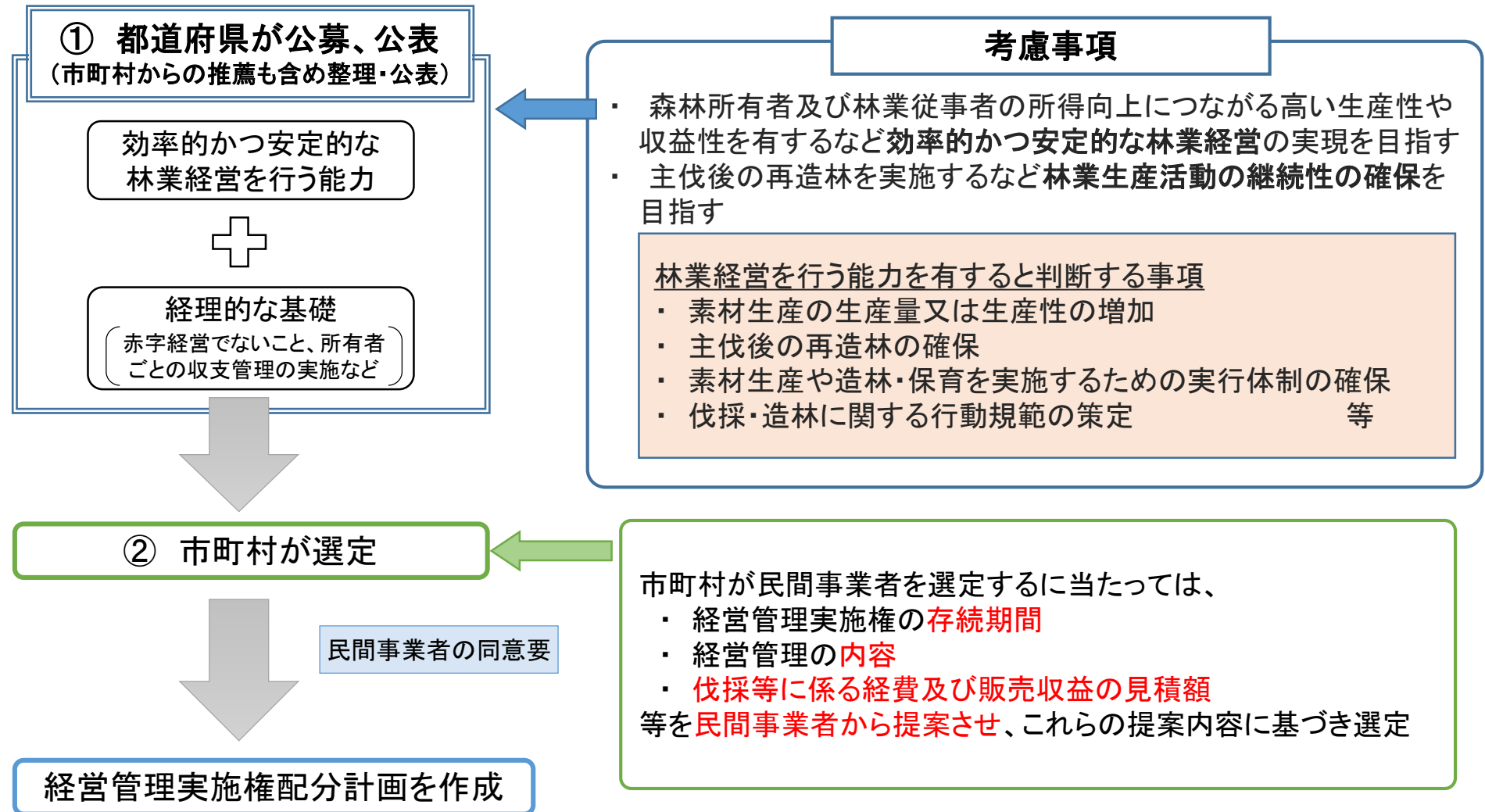
- 林業経営者は、木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引いた額を森林所有者等に支払うこととする。
- また、主伐を行う場合、伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保しなければならない。

			算定例	配分先
① 木材販売による収益	伐採等に要する経費	② 立木の伐採及び木材販売に係る経費	林業経営者から提示される見積額 〔 林業経営者の利益を含む 〕	林業経営者へ
		③ 伐採後の造林及び保育に係る経費	都道府県が定める森林整備事業標準歩掛かりによる額	
	④ 市町村に支払われるべき金銭の額		実費(境界明確化等)	市町村へ
	⑤ 森林所有者に支払われるべき金銭の額		①から②③④の合計を差し引いた額	森林所有者へ

主伐を行う場合、伐採後の植栽等に要する額を留保し、再造林等を確実に実施

意欲と能力のある林業経営者の選定

- ① 都道府県が、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、一定の要件に適合する者を公表
- ② 市町村は、公表されている者の中から、再委託する民間事業者(林業経営者)を選定



所有者不明森林等への対応

経営管理が適切に行われていない森林を市町村が特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査

(1) 原則

全部確知・全員同意
(単独所有／共有)

申出

計 画 作 成
同 意 徴 収

計画公告

権利設定

(2) 共有者不明森林の特例

一部不確知
確知共有者全員同意
(共有)

一部
不確知

探索

公告

同意
みなし

(6月以内に異議)

(3) 所有者不明森林の特例

全部不確知
(単独所有／共有)

全部
不確知

探索

公告

裁定

同意みなし

6月以内に異議が
なければ、その後
4月以内に裁定申請

(4) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり (単独所有／共有)
(経営管理が行われていないのに意向調査への返答がない場合などを想定)

不同意

勧告

意見書

裁定

同意みなし

2月以内に同意が
なければ、勧告から
6月以内に裁定申請

(2週間以内)

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
 - ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
 - (2) 共有者不明森林
→ いつでも取消申出可
 - (3) 所有者不明森林
 - (4) 確知所有者不同意森林
(※意見書提出者に限る)
→ 計画公告から5年以降に取消申出可

- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
 - ① 林業経営者の承諾を得た
 - ② やむを得ない事情かつ林業経営者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

様々な疑問と回答①

疑 問	回 答
Q. これまで経営管理してきた所有者から森林を取り上げるのか？	いいえ。 これまでどおり、所有者による経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）を支援することとしており、取り上げる（経営管理権を設定する）ことはありません。
Q. 主伐（短伐期の皆伐）を強要されるのか。大径木の生産を目指した長伐期施業はできないのか。	いいえ。 この制度は、所有者の意向を無視し、標準伐期齢で主伐を（皆伐）することを進めるものではなく、期間の定め也没有ありません。 森林づくりの方針は、所有者の意向を踏まえ、作成することになりますので、長伐期の意向があれば、それを踏まえ経営管理の内容を決定します。
Q. 市町村の方針に所有者が同意しなければ、強権的に経営管理権が設定される措置なのか（不同意森林の特例）。	いいえ。 経営管理権の設定に当っては、森林所有者の意向を無視して、経営管理権を設定するものではありません。 森林所有者の不同意森林の特例は、森林の経営管理が行われていないにも関わらず、所有者の意思表示がない場合など、森林の多面的機能の発揮を行うためにやむを得ず、市町村に経営管理権を設定しなければいけないときに措置するものです。

様々な疑問と回答②

疑 問	回 答
Q. 乱伐が進んで、 再造林・保育が行 われずに放置され ることになるので はないか。	いいえ。 経営管理を行う林業経営者は、伐採後の植栽や保育を実施できる体制を整えている経営者が選定されます。また、伐採後の植栽や保育に係る経費を適切に留保し、計画的かつ確実な伐採後の植栽・保育を実施しなければならないとされています。
Q. 経営管理実施権 は、大企業にしか 設定されないのか。	いいえ。 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者は、森林所有者や林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど、効率的かつ安定的な林業経営を行うことを目指す者としており経営規模の大小は問わないこととしています。

市町村の体制支援について

活用可能な措置(例)

● 「地域林政アドバイザー」の活用

- 経営管理意向調査や集積計画の作成の事務などを、森林組合職員や県職員のOB等から選ばれる「地域林政アドバイザー」が行う際は、特別交付税措置を活用可能。

● 森林組合や第3セクターに意向調査等の委託

- 経営管理意向調査などの事務や境界確認などを森林組合等に委託することも可能。

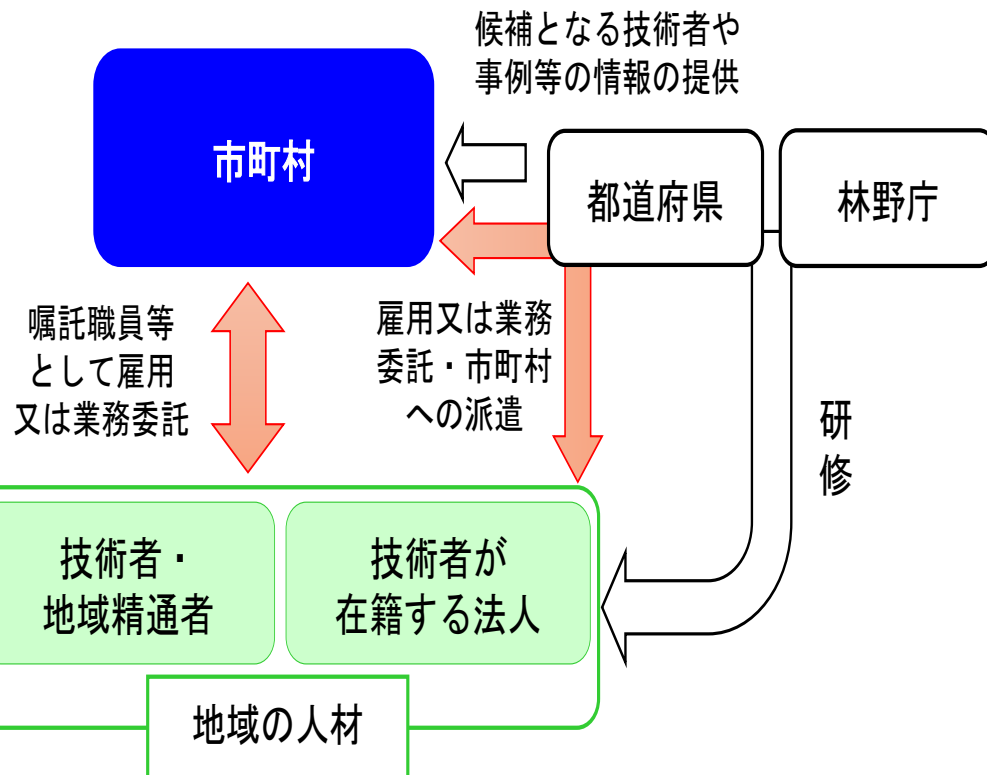
● 隣接市町村との協議会、一部事務組合の設置

- 隣接市町村や流域の市町村等と地方自治法第252条の2の2の規定に基づく協議会、第284条に基づく一部事務組合を設置し、複数の市町村で共同で事業を処理することも可能。

● 都道府県が、市町村の名による代替執行もできるよう措置

市町村の体制強化 ～地域林政アドバイザー制度～

◎ 制度の仕組み



★市町村が地域林政アドバイザーの雇用や委託に要した経費については、**特別交付税措置の対象**（措置率0.7、上限額350万円）

個人への委嘱の事例 -岩手県花巻市-

- 長伐期施業と地域材の利用を目指して取り組む上で、販売・再造林等につながる経営計画を立てるため、**森林総合監理士の資格を持つ県職員OBに地域林政アドバイザーの業務を委嘱。**
- 市有林の現況調査や伐採計画の策定、林地台帳の整備等に対する専門的な立場からの助言や、林業関係者との繋がりが増えたことで、今後は木材利用の推進や地域振興に繋がることが期待。



法人への委託の事例 -北海道小清水町-

- 林務専門職員が不在の中、以前から町有林の管理等のアドバイスを受けていた**森林組合に、29年度より制度を活用して業務を委託。**
- 間伐等の施業現場の調査や経営計画に対する指導を受けており、これまでなかなか目の行き届かなかった町有林の整備のほか、木材利用の推進にも取り組んでいくこととしている。

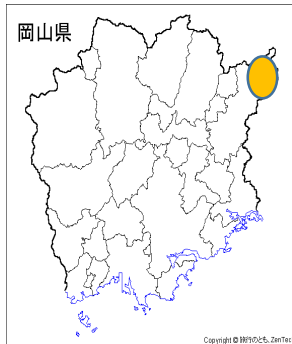


(参考) 森林組合や事業体と連携した集約化 (岡山県西栗倉村)

- 村と森林所有者、森林組合が「長期施業管理に関する契約」を締結
- さらに、間伐材を地元製材工場等に供給し山元に利益を還元するとともに、木材の6次産業化を進めローカルベンチャーの支援も実施(平成27年時点で13社が起業)

【西栗倉村の概要】

- ・人口 約1千5百人
- ・面積 5,797ha
- ・森林面積 5,497ha
(森林率 95%)



◎(株)西栗倉・森の学校

村内のベンチャー、木材の加工流通事業、木製品の加工・商品開発を手掛ける。



◎長期施業管理に関する契約



- 平成21年度以降これまでの累計で2,639筆、1,457haの森林で長期施業管理契約。
- 町の主導で森林整備を進めるとともに、間伐材を、地元製材工場、合板・集成材等大手製材工場、村内の薪ボイラー燃料温泉施設へ供給し、利益を山元に還元。

(参考) 森林組合や事業体と連携した集約化 (愛媛県西予市)

- 西予市林業課に「西予市林業活性化センター」を設置。市の職員に加え、森林組合や林業事業体からの出向を受入

【西予市の概要】

- ・人口 4万2千人
- ・面積 51,400ha
- ・森林面積 37,356ha
(森林率 73%)

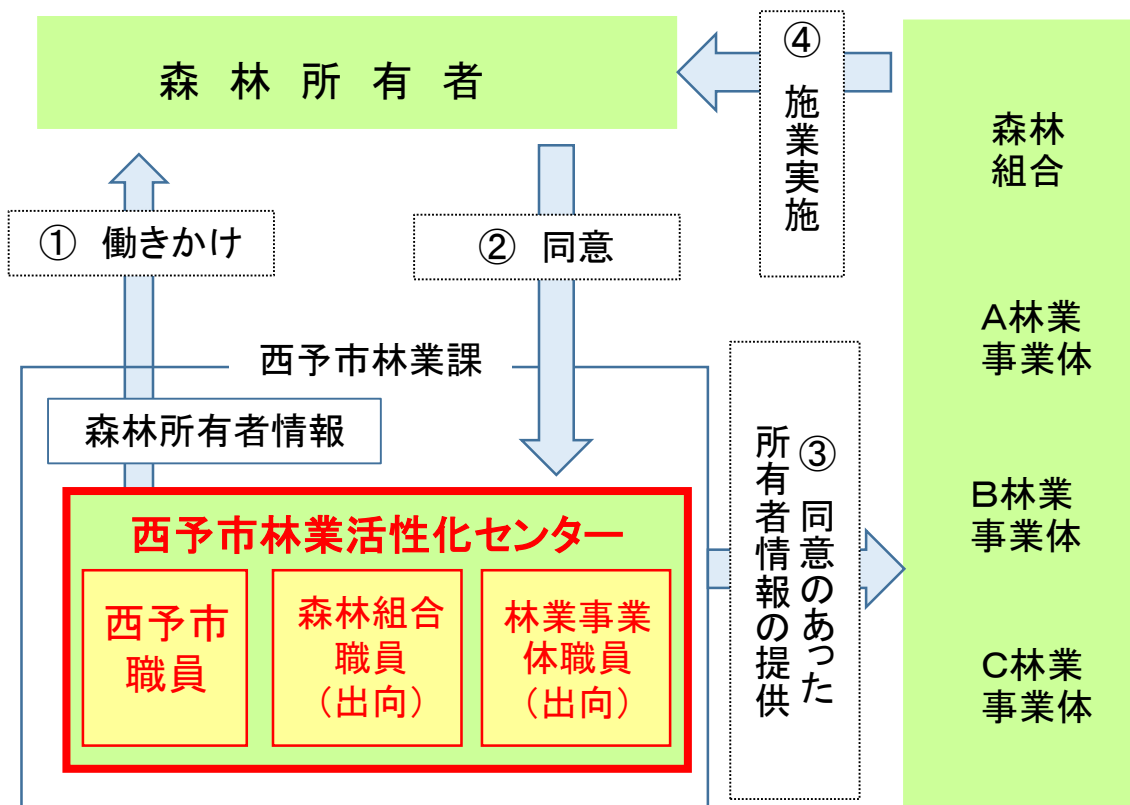


愛媛県

◎森林整備に至る流れ

- ・ センターが、森林所有者への働きかけを実施。
- ・ 同意の得られた森林所有者を登録し、林業事業体へ提供。
- ・ 林業事業体が所有者に間伐の見積もりなどを提示し間伐を実施。

◎林業活性化センターによる働きかけ



林業の成長産業化と適切な管理に向けて

